

東和銀行の課題と取り組み

リスク管理

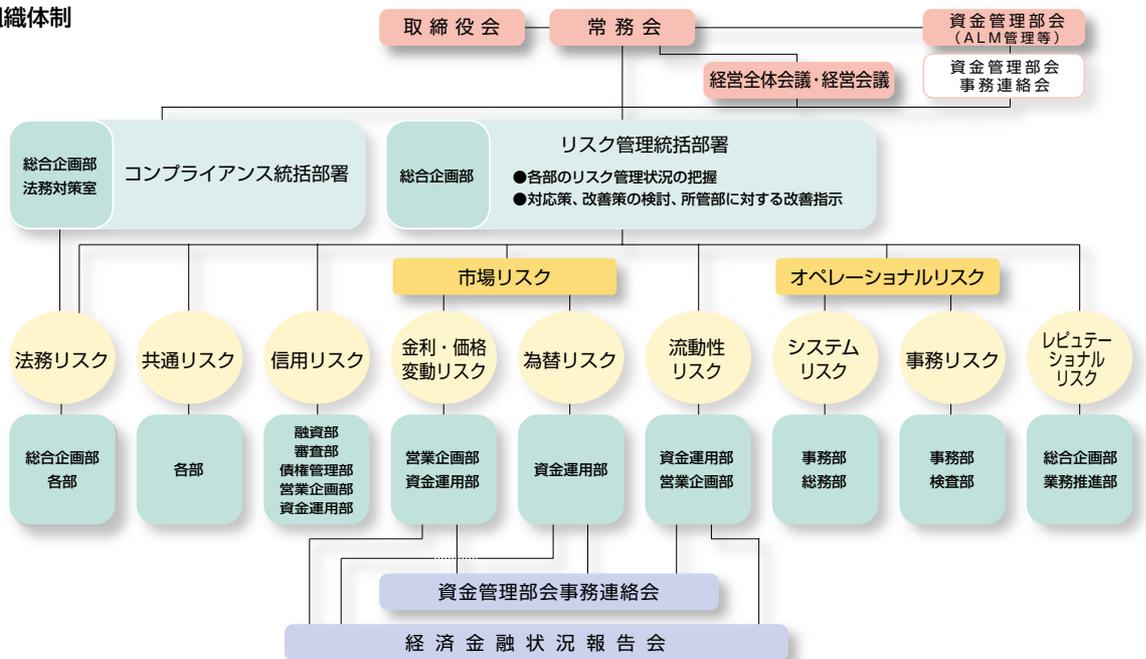
金融の自由化・国際化の進展、デリバティブ取引をはじめとする金融技術の革新に伴い、金融機関を取り巻くリスクはますます拡大、多様化しています。そのため、金融機関の経営においては、自己責任原則に基づく適切なリスク管理が求められています。

当行では、リスク管理を経営における最重要課題と位置づけ、内包するリスクをよりの確に把握し管理するため、体制の整備・向上に努めています。

総合的リスク管理体制

当行は、業務の健全性と適切性を確保するためには、個々のリスクを管理することに加えて、全行的な観点からそれぞれのリスクを総合的に把握しコントロールすることが必要であると考え、各種リスクを統括管理する部署を総合企画部に設置し、リスク管理体制の充実を図っています。

リスク管理の組織体制



用語の解説

- ◆法務リスク
法令等に抵触することにより、有形無形の損失を被るリスク
- ◆信用リスク
信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク及びカントリーリスク
- ◆市場リスク
 - 金利・価格変動リスク
 1. 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク
 2. 有価証券等の価格の変動に伴って、資産価値が減少するリスク
 - 為替リスク
外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
- ◆流動性リスク
 - 資金繰りリスク
金融機関の財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク
 - 市場流動性リスク
市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
- ◆システムリスク
コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い有形無形の損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより有形無形の損失を被るリスク
- ◆事務リスク
役員職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより有形無形の損失を被るリスク
- ◆レピュテーションリスク
マスコミ報道、市場関係者間の評判、トラブル等がきっかけとなり、当行の評判が悪化し信用が失墜することにより有形無形の損失を被るリスク

審査体制

当行は、従来から本支店一体となって厳格な審査・管理を進めてまいりました。特に各営業店における審査能力を高めるために、営業店員を対象に融資実践研修や審査トレーニー研修を実施しています。また、本部における審査は、融資部、審査部により厳格な審査を行っています。なお、2002年4月1日に審査部内に経営支援チームを設置し、お取引先企業の経営改善指導を行い、企業の財務内容の健全化を図っています。

検査体制

ミスのない正確な事務処理は業務の基本です。事務処理水準の向上と事故防止の観点から、年間一巡を原則とした検査部の臨店検査を実施しています。さらに営業店では毎月自店検査を励行し、相互牽制による事務管理の適正化と事務処理水準の向上、事故防止体制を確立しています。

ALM

金利リスクをはじめ、各種市場性リスクの極小化により安定した収益確保をめざすため、ALM（資産・負債総合管理）を導入しています。資産・負債を総合的に管理するとともに、資金の運用と調達から生ずるリスク等の管理を行っています。

今後もリスク分析・評価手法の高度化を図り、引き続きALMの充実に努めてまいります。

コンプライアンス(法令遵守)

金融機関は、一私企業という立場を超えた高い公共性を有し、信用秩序の維持、預金者の保護、金融の円滑化、そして経済・社会の発展に貢献しなければならないという社会的責任を負っています。

その使命を果たしていくためには、法令やルールへの遵守はもちろん社会的規範に反することのない公正で誠実な業務を運営し、広く信用・信頼を確立していくことが不可欠です。

当行では、法令やルール等を厳格に遵守するといったコンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけて、常に高い倫理観をもって行動をするための体制の確立と基本的な姿勢が組織に定着するよう取り組んでいます。

コンプライアンス体制

総合企画部内にコンプライアンスに関する統括部署として「法務対策室」を設置し、併せて、「コンプライアンス責任者」を本部各部及び全営業店に配置しています。また、各セクションの横断的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの徹底を図っています。

さらに、不正行為やルール違反などの事故の未然防止に向け、コンプライアンス相談窓口を設け、内部牽制機能の強化に努めています。

コンプライアンス意識の向上

当行は、1992(平成4)年4月に行員の行動規範として「五つの誓い」を制定するなど、従来から行員一人ひとりが社会的規範に則った行動をするよう意識づけを行ってきました。さらに、行員として守らなければならない法令、規定やマナー等について解説した「法令遵守の手引き」を全行員へ配布し、常に手元において行動の指針とするとともに、毎年策定のコンプライアンス実践計画に基づく研修等を通じて、法務知識の向上とその遵守精神のより一層の徹底に努めています。

新しい時代に向けた取り組み

金融制度改革、いわゆる日本版ビッグバンの進展に伴い、業界の再編・統合や他業態・異業種からの参入など、競争は厳しさを増しています。また、生活様式や消費行動の変化から、お客さまのニーズはますます高度化・多様化するとともに、規制緩和によって資産の運用手段も拡大しており、金融機関はこれまで以上に質の高いサービスの提供が求められています。

当行では、お客さまにとって利便性の向上や商品・サービスの選択機会の拡大につながる規制緩和をビジネスチャンスとして捉え、投資信託の販売業務や国際業務の充実に加えて、新しいチャネルの構築や決済手段の提供などに積極的な取り組みをしています。

投資信託窓口業務の充実

当行は、銀行本体による投資信託の窓口販売業務が解禁されたのと同時にその取り扱いを開始しました。その後、お客さまの多様化する資産運用ニーズに対応できるよう投資信託自動積立サービス(愛称「積立自慢」)を開始し、併せて、随時ファンドの拡充を図るとともに、出張所を除く全店の窓口で投資信託が取り扱えるよう、販売体制の拡充を図っています。

また、投資信託は預金商品と異なりますので、販売に際しては、十分な説明と適切なアドバイスを行いながら、お客さまの確実な資産形成のお手伝いができるよう努めています。



国際業務の充実

外国為替業務や内外資本取引の自由化に対応して、当行は、いち早く全店を外国為替取扱店とするなど、その販売網を拡大し、お客さまがお取引しやすいように体制を整備しました。

また、外貨建て金融商品への関心の高まりを受けて、外貨預金のファーストステップとしてなじみやすい米ドルについて、定型化した「東和ドル定期預金」と「東和ドル普通預金」をご利用しやすいパッケージ商品として発売し、品揃えの充実を図りました。

また、昨年6月からは、「東和ユーロ普通預金」と「東和ユーロ定期預金」の取り扱いも開始いたしました。

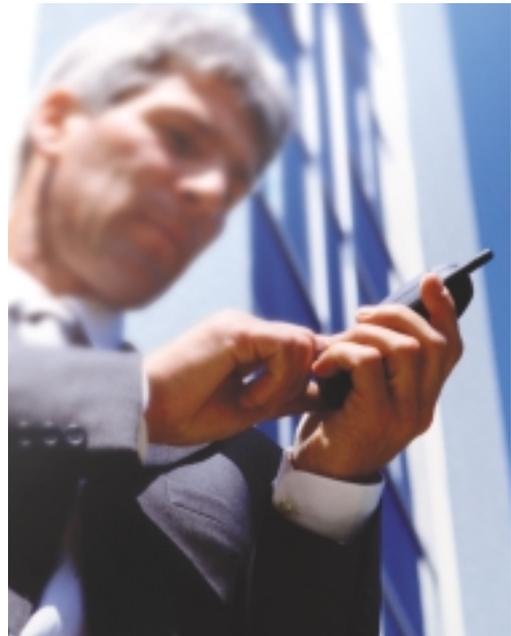
当行は、国際業務に強い身近な金融機関として、お客さまのご要望に積極的にお応えしています。



情報技術や通信インフラの急速な発達によって、金融サービスが大きく変わりつつあります。当行は、これまでの営業店窓口や外訪活動を行う推進行員といった対面チャネルに加えて、インターネットを経由するなど、ダイレクトにお取引ができる無対面チャネルの充実とともに、新しい決済サービスの提供による利便性の向上に向け、積極的な対応をしています。

モバイルバンキングの拡大

インターネットに接続されているパソコンや携帯電話から1年365日・24時間残高照会や振込・振替などのお取引ができます。「東和銀行ダイレクトサービス」は、会員サービスやTVバンキングなど順次内容の充実を図っていますが、2002年4月から、モバイルバンキングで利用できる携帯電話を、従来のNTTの「iモード」に加え、au・TUKAの「EZweb」とJ-フォンの「J-スカイ」をご利用のお客さまにもお使いいただけるよう対象機種種の拡大を図りました。今後もダイレクトなチャネルをお客さまとの新しい接点と捉え、一層内容の充実に努めてまいります。



デビットカード

デビットカードサービスは、買い物やサービスの代金をキャッシュカードで支払える、新しい決済サービスです。

当行は、デビットカードサービスについて試行段階から積極的に取り組み、1999（平成11）年1月の第一フェーズ（参加金融機関8行）から、いち早くサービスを開始しました。

また、現在は一部店舗では1年365日・24時間のご利用も可能となっています。

なお、当行は利用者にとって利便性の高いデビットカードサービスの普及を最優先と考え、手数料を低く設定したうえ、事業者が少額の費用でサービスが始められるよう、情報処理センターとタイアップしてデビットカード端末の設置等のお手伝いをしています。

